

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準（素案）に対する委員事前意見と対応（案）

※該当箇所は、見消資料のものを指します。

No.	該当箇所	意見・意見の理由	意見への対応	委員
1	p16、p24 ④ その他都道府県が発電施設の特長、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項「設置後の維持管理計画及び事業終了後の処分計画の有無について」	産業廃棄物最終処分場では、処分場維持管理積立金を行っておりますので、太陽光発電施設、風力発電施設においても、維持管理積立金の経費計上して頂いた方が良くと思います。 後に、撤去できない事態が生じた場合の為にも。	御意見を踏まえ、別表1（太陽光発電設備）の計画的な廃棄等費用の確保に係る記載に、維持管理積立金に係るガイドラインである、「事業計画策定ガイドライン」及び「廃棄等費用積立ガイドライン」を準拠する旨を追記しました。 また、別表2（風力発電設備）の計画的な廃棄等費用の確保に係る記載に、維持管理積立金に係る記載のある「事業計画策定ガイドライン」を準拠する旨を追記しました。	國分委員
2	p22 ② 植物の重要な種及び重要な群落への影響「風力発電に係るセンシティブマップ」	「風力発電に係るセンシティブマップ」の適正な配慮を確保するための考え方の項について、近年ではコウモリへの被害も報告されていますのでその記述も加えていただければと思います。	御意見を踏まえ、「計画地又はその周辺及び下流域に渡り鳥の移動ルート、希少猛禽類の生息域又はコウモリ類のコロニーが存在する場合は、文献調査や現地調査による分布状況等を踏まえ、追加の調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。」と記載を修正しました。	石庭委員
3	その他	太陽光パネル設置にあたっての促進区域の（素案）作りについて、我が田村市内は、森林が豊富な地形です。しかし、原発で線量が残し、「福島森林再生」で市内2事業所の森林組合が再生の為、伐採後、苗の植樹を行っています。 現在、その事業に歯止めをかけているのが太陽光パネルの乱立です。安くなった杉などに見切りをつけた地主たちが山を手放していくのが現状です。強引な取引で山にパネルを設置していくとも聞きます。 山を守る人にとっては、森林開発に反対です。特に太陽光パネルは植物がなくなる為に、自然破壊します。 土砂崩れ。（これは素案でも懸念事項にありました。） 再生可能エネルギーで循環型社会としては、小水力か木質バイオマスしかないかと思われます。経済産業省の進め方と農林水産省の考え方が違っているので現場の方も戸惑っているのが現状です。 先週秩父市の陽野ふるさと電力に1人で視察に行きました。 福島（原発被害地）の再生、里山再生に欠かせない小水力を取り入れるべきです。	御意見いただいたとおり、再生可能エネルギーの導入にあたっては、住民の方々の生活環境や自然環境に及ぼす影響に対する懸念が課題となっていると認識しております。 地域の脱炭素化のための再エネ施設整備と、地域の環境保全・経済発展に資する脱炭素化の取組を一体で行う地域脱炭素化促進事業を国、県、市町村と連携して推進してまいります。 また、今回は市町村からニーズの高い太陽光発電設備と風力発電設備を優先して検討しました。中小水力、地熱、バイオマスについても、市町村の中小水力、地熱、バイオマスの設備導入に係る検討状況等を踏まえ、引き続き検討いたします。	二瓶委員